

(議) 第 1 号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

平成31年 3 月 19日

提出者

秋田市議会議員 伊 藤 巧 一  
外38名

秋田市議会議長 小 林 一 夫 様

## 秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項予算決算委員会の項中「39人」を「36人」に改め、同条第2項総務委員会の項、厚生委員会の項および教育産業委員会の項中「10人」を「9人」に改める。

第4条第2項および第7条第2項中「10人」を「9人」に改める。

### 附 則

この条例は、平成31年5月2日から施行する。

### 提案理由

秋田市議会議員の定数を定める条例の一部改正に伴い、予算決算委員会、総務委員会、厚生委員会、教育産業委員会、議会運営委員会、資格審査特別委員会および懲罰特別委員会の委員の定数を改めるため、改正しようとするものである。